

Title	エドワード・L・カツエンバッハ 戦時における自由主義者：国防政府(一八七〇年-一八七一年)の経済政策
Sub Title	
Author	渡邊, 国広
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.7 (1952. 7) ,p.508(72)- 510(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19520701-0072
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520701-0072">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520701-0072</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

相手の娘が非常に若くて家庭生活には堪難い身體であること、又結婚するには両親の承諾がなければならぬ點を楯にして三人の結婚に反対した。他方肯定的立場を執る少數の者は、兵士が今如何に貧乏してゐるからといつて家族を扶養することが出来な程の悲惨な境遇ではないこと、しかも相手の娘は既に結婚して差支えない年齢であること、相互の了解は依つて始めて結婚は成立するもので、相手の娘が「死んでも他の夫には仕へない」といつて息巻いてゐる以上、両親の許可は最早や不用であること等を主張し、結婚においては飽く迄も個人の意志が尊重されるべきことを強調した。然し反対を強硬に主張する一派は、戦時下の祖國において敵と交易した商人が處罰され、又防衛を怠つた市民が告發されて最早や何人も傍觀することが許されない事態となつて來てゐる以上、個人の如何なる利益も全體のために奉仕されなければならぬのであつて、敵國人と結婚して自國籍を破棄するが如きバリー娘の婚約を重大な犯罪と看做し、イギリス兵に娘を引渡してはならないことを強調したのであつた。最高法院も亦この見解に同調し、個人の利益が公共の福祉のために規制されることは止むを得ないと見て、戦争の間はかの娘がイギリス人となることは許し難いとの決定を下すに至つた。このために兵士は酷く落膽してしまつた。

最高法院が二人の結婚に反対したのは、上述した如く娘が若かつたからでもなければ又両親が反対したからでもない。眞の

理由は實にはかになつた。即ち結婚を妨碍した基本的事實は何よりも先づ兵士がイギリス人であつたこと、しかも當時イギリスはフランスの敵國であつた點である。そして早くもこのことに着目した最高法院が、總力戦ともいはるべき戦争の眞中であつて敵國人と結婚しようといふ個人のかかる勝手を黙認する筈はなく、前述した如き峻厳な態度に出たわけであつた。全體の繁榮のためには個人の感情をも抑制しようといふかかる態度は、第十五世紀のフランスにおいて既に根強く「市民の結婚は彼等の生活する都市や國家の一般的利益のために規制されなければならぬ」ことを強調した第十七世紀の理論家達のこの主張が早くも實行されてゐたからであつた。

エドワード・L・カツェンバッハ

「戦時における自由主義者——國防政府  
（一八七〇年—一八七一年）の經濟政策——」

〔Edward L. Katzenbach, Jr. "Liberals at War: The Economic Policies of the Government of National Defence 1870-1871," American Historical Review, Vol. 56, No. 4, July, 1951, pp. 803-823.〕

國防政府は第二帝政の崩壊と第三共和制の成立との間に挿入された一種の中間物に過ぎないといはれて來た。然し遽しいこの時期にフランス經濟は本質的に變化し、それ以後において手放より指導が、過激より地道が計畫の基本とされるに至つた。かくして多難な戦争の時代が一方においては新經濟政策の萌芽期ともなつたのであつて、第一次大戦に至る半世紀間の經濟的繁榮は實にこの時代にその基礎を負つてゐた。

一八七〇年九月四日には共和制が宣言されて新政府の樹立を見た。然し當時フランス東北部には四十萬のプロシヤ軍が蟠踞し、尙七十萬が大舉侵入の機を狙つてゐた。従つて國防力の充實こそ革命政府の最大關心事であつて、そのための前提として經濟力の強化が特に問題となつたのであつた。

戦力の増強は然し簡單なことではない。事態は相當に悪化して來てゐた。大方の工場は戦火に依つて破壊され、既に使用不能であつた。召集の強制は勞働力給源を枯渇させ、殘存施設の稼働も困難な程であつて、軍需生産は頓に減退した。高率關稅の設定に依つて武器の輸入は全面的に杜絶した。鐵道の發達は均衡を缺き、このため戰略物資の輸送は徹底的に妨害された。

配給量が不足して食料品は高騰し、如何なる取極も闇行爲を根絶することが出来なかつた。戦力の伸張を阻碍する悪條件はかくして一二に止まらぬ。しかも一貫した對策の樹立は政府内部における烈しい對立のために最初から困難を極め、又これが國力の停滞を惹起する重要な他の原因となつたのであつた。

然らば多難なかかる事態に直面して國防政府首腦は如何なる態度に出たか。手放が果して許されるものが。元來が熱心な自由主義者であつた政府幹部においても政策の變更は時には止むを得なかつたのではないか。

地方經濟は意外に困難であつた。國防力の充實に政府首腦は苦慮し、各地に代表を派遣して戦力の増加を圖り、時には強權の發動をも辭さない態度に出た。山積する悪條件の下において國力を強化するためには勞働を強制して生産を繼續する以外になく、特に婦女子に依る軍服裁縫に對しては非常な低賃銀が強要されたが、一部の者は個人の自由を主張して譲らず、大量調達に依然として困難なことに屬した。然し戦火の擴大と共に徵發が強化されて行つた。尤もかかる措置を暴擧と看做して、非難する者もあり、計畫の遂行にとつて重大な障壁となつたため、當局は却つて態度を軟化せざるを得なかつた。政策の變更も餘儀ないと感じて政府首腦が地方鐵道の整備に乗出した場合においても、人々は財産權の神聖を楯にその侵犯を抗議したため、幹部は鐵道の軍事化を一段と徹底化する氣にはなれなかつた。

尤も難民對策の確立、武器の輸入促進をも含め、これ等の難問を解決して國力を増進するためには、歴大な豫算が必要であつて、結局のところ消極策を採用する以外に、國有林を擔保としてフランス銀行の地方貸付に依存することとなつたが、何處に財源を求むべきかを繞つて當事者間において議論は沸騰し、このことが却つて政府首腦の消極的態度を一段と強化した。

或る時には紙幣の發行が主張された。そして一部の者は發券の効果が期待薄い銀行貸付に依存した場合を凌ぐと誤明した。又鐵道を擔保とする大規模な發行を説得した論者もあつたが、アッシニヤ紙幣の弊害を知る誰もが強く反對したので、發券は結局において斷念せざるを得なかつた。

次に外國借款が問題となつた。戰亂を避けて大陸資本は多く海外に移動し、當時ロンドンには大量の資本が集中してゐて、借款は二分に満たない低利に依つても成立が可能といふ状態であつた。かくして多額の借款が申込まれたのであるが、一部の者は何故かこれを越權行爲と看做して猛烈に反對した。然しかる非難に依つてフランスは國際信用を喪失し、このため經濟力の伸張が妨害されること甚だしかつた。パリーの状態も同様に困難を極めた。プロシヤ軍の包圍に依つて生活の不安は増し民心は動搖した。事態は逼迫して收拾は不可能であつた。

大衆の生活苦は重圍下のパリにおいて特に深刻を極めた。強壯な男子は悉く防衛軍に編入され、その他の者が工作隊となつた。

つたが、日給は一フランにも満たず、後に増加されて二フラン餘となつたが、兵士の妻は一個の卵を買ふことすら困難であつて、生活の不安から志氣の阻喪が甚だしかつた。かかる事態に對處して當局は食堂を公設し、僅か半フランといふ廉い食事を販買させて大衆生活の安定を企圖したばかりでなく、包圍の當初から極度に不足してゐた肉に關しては無論のこと、麵て統制は麵麩に迄及び、必要な小麦は買上げられて公設倉庫に貯藏され、配給する場合にも燕麥・大麥・秣・米等が混入されることとなつた。これには然し一部の猛烈な反對があつた。麵麩の統制を非難するこの人々に依れば、絕對に不可欠なこの食料を制限することは神聖な生存權の侵犯にも等しいのであつて、絕對に不可侵なこの神聖な權利に依つて誰もが更に大量の麵麩を請求することが出来たのであつた。然しかかる内部對立が計畫の極端化の傾向を抑制したことは、不安なこの首都においても地方におけると全く同様であつた。

「共和國は一八七二年には侵入軍を撃退することが出来るであらう。このために採用した國防政府の政策は、以上において知られる如く、最初に宣言された經濟自由の原則と全く相違した保守主義であつた。しかもその保守主義は急進分子に對する恐怖と、經濟統制の失敗に對する懸念とに依つて抑制された謂はば意識した保守主義であつて、經濟に對するかかる態度が後暫らくフランスにおいては政策決定の上の基調となつたのであつた。」

(渡邊國廣)

編集後記

戦後の世界經濟の發展は、既にその第一段階および第二段階を経て、現在は第三段階への移行期乃至既に第三段階に入つたものと見られる。戦争直後の世界恒久平和の樹立という理想追求の顯著であつた第一階段、冷戦の展開を背景として、著しく現實主義化した第二段階の後に、第三段階は謂はば相對的安定期たることが望まれたのである。第一次世界大戰後の經驗に徴しても、このことは必ずしも不可能ではないと思われた。蓋し二つの陣營への分裂は次第に明確化した。それぞれ陣營内において可成りの經濟復興が具現され、少くとも工業生産水準は、多くの國において戦前のそれを越えたのである。

しかしながら世界經濟における經濟力發展のアンバランスは聊かも解消されなかつた。加うるに冷戦の激化は、やがて朝鮮動亂を一つの契機として、世界的な軍擴經濟の發足を不可避とした。戦後數年に於いて相對的にもせよ安定期を迎えるのでなく、寧ろ逆に再軍備の時期を迎えるといふことは、正しく世紀の悲劇といわざるをえない。何等かの手段によつて本格的な世界戦争への擴大を阻止せんとし、平和への念願が高まるのも蓋し當然であらう。

二大勢力の對立の陰に、東西貿易促進の叫びが聞かれるのも無理からぬことであり、わが國においては、それは中共貿易推進の聲に見出される。政治的、思想的對立を別として、東西兩陣營の間に經濟原則が適用されないとはいひきれない。しかし現實には餘りにも多くの經濟外的要因が働きがちである。とすればこれら諸要因の作用を出来るだけ減少することは、人類全體の希望ではなからうか。われわれは、先づお互に相手の主張を聞く寛容な態度を以て臨むべきであらう。

(山本登)

昭和二十七年六月二十五日印刷	昭和二十七年七月一日發行
第四十五卷	第七號
定價 七拾圓	送料 四圓
編輯者 高村象平	發行所 東京都港區芝三田豐岡町八
印刷所 圖書印刷株式會社	川口芳太郎
豫約購讀料	一年分 金八四〇圓(送料共)
	半々年分 金四二〇圓( )
發行所 東京都港區芝三田三丁目	慶應義塾大學經濟學部研究室内
	慶應義塾經濟學會